

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献します。」という企業理念のもと、コロナ・クリフ(アフター・コロナの業績の崖)を乗り越えて飛躍的な成長を遂げるために、事業構造の変革を進め、試薬・機器事業の持続的な成長と、CDMO事業の飛躍的な成長によりバイオ創薬基盤技術の開発を進め、ライフサイエンス産業のインフラを担うグローバルプラットフォーマーを目指す事業戦略を展開します。また、企業理念の実践を通じて、新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現へ向けた貢献を果たしてまいります。そのためには、常に誠実で公正な企業活動を進めていくためのコーポレートガバナンス体制の強化は必要であり、経営の透明性の確保と効率性の向上、迅速な意思決定に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則4-1 後継者計画)

最高経営責任者(CEO)などの後継者となる次世代の経営陣幹部の育成に関するプロセスの確立(後継者計画)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要な経営課題と認識しており、取締役を兼務していない執行役員も経営陣として取締役会に出席させ、会社の目指すところや具体的な経営戦略にオブザーバーとして参画する体制としております。最高経営責任者(CEO)などに求められる要件・育成方針の策定などについては、当社を取り巻く経営環境や当社の企業風土などもふまえて、指名・報酬委員会での助言・提言を参考にして、取締役会にて検討してまいります。

(補充原則4-2 自社株報酬制度)

当社は、中長期的な業績に連動する現金報酬制度を導入しておりますが、自社株報酬制度は導入しておりません。今後は、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブについては重要な経営課題であると認識しており、現金報酬と自社株報酬との割合について報酬全体の決定方法等も含め、指名・報酬委員会での助言・提言を参考にして、取締役会にて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 政策保有株式)

当社グループでは、当社のグループ会社も含め、各社の関係先企業の株式を保有することがあります。株式の政策保有の方針としては、業務提携や取引関係の強化などの保有目的および便益やリスクをふまえた保有の合理性を各社の取締役会が認めた場合のみとしております。当社取締役会は毎年定期的に、個々の保有株式について、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを精査して継続保有の適否を検証し、その検証結果を開示します。

株式を保有する企業の議決権の行使にあたっては、原則的にすべての議案を精査した上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社および投資先企業の株主共同の利益に資するか否かを総合的に判断し、適切に行役することとしております。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引を適正に牽制するしくみとして関連当事者取引管理規程を策定しており、取引の必要性和取引条件の妥当性について検討した上で取引を行っております。

・毎年定期的に各役員に対して、関連当事者間取引に関する確認書の提出を求め、役員およびその近親者個人、またはそれらの者が議決権の過半数を有し、もしくは代表者となっている会社等との取引の有無を把握することとしております。

・関連当事者と新たに取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程に従い、取締役会の承認を受けることとしております。

・翌事業年度も取引が継続する予定の関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に従い、その取引継続の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を翌事業年度開始前に開催する取締役会において審議および承認を受けることとしております。

・取締役の競業取引および利益相反取引については、法令および取締役会規則に従い、取締役会の承認を受けて実施するとともに、毎年定期的にその結果を取締役に報告することとしております。

(補充原則2-4 多様性の確保)

・当社は、「タカラバイオグループ・サステナビリティ経営推進基本方針」に掲げる多様な人材の活躍推進についての考え方の下、女性の活躍推進を含めた多様な人材の活躍を推進しており、その推進状況を当社ウェブサイト等において開示しております。また、海外において事業を拡大・成長させていくにあたり、海外グループ会社において、役員および幹部社員に外国人を登用しております。これまでの推進により、女性・中途採用者の新規採用・管理職への登用ならびに海外グループ会社における役員や幹部社員への外国人登用は進んでおり、今後とも社内人材の多様性確保に向けて取り組んでまいります。

・当社では、さらなる企業価値の向上に向けて、社員一人ひとりのスキル向上を目指した人材育成プログラムを整備し、また、全社員が個々のライフスタイルに応じて仕事と個人の生活とのバランスをとりながら生き生きと働くことができる制度の整備を進めています。その実施状況については当社ウェブサイト等において開示しております。

(原則2-6 企業年金)

当社は、規約に基づく確定給付企業年金を運営しております。確定給付企業年金の積立金の運用にあたっては、基本方針および運用指針により

中長期的な観点から政策的資産構成割合を定めてこれを運用機関に提示するとともに、運用機関による運用状況を定期的にモニタリングした上で必要に応じて見直すこととしております。また、企業年金の事務に従事する者については、その知識および経験の観点に配慮して配置することとしております。なお、年金資産の一部として有している株式の議決権行使については運用委託先の判断基準によることとしており、利益相反に該当する事項はありません。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

当社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり開示、情報発信を行うこととしております。

- () 事業戦略を有価証券報告書および中期経営計画にて開示しております。
- () コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、アニュアルレポート、有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役および監査役の報酬等に関する方針を有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役・監査役候補の指名と執行役員の選解任に関する方針と手続きについては、下記に記載のとおりです。

取締役会が取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

当社は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等の観点に立った多様性確保に留意し、次の基準に照らし、指名・報酬委員会にて審議および検討を行った上で、取締役会において同委員会の助言・提言をふまえて決議いたします。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・社内取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

取締役会が監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

当社は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等の観点に立った多様性確保に留意し、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経た上で監査役会の同意を得て取締役会に提案し、決議いたします。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識して経営陣に提言できる能力を有すること。
- ・社内監査役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有すること。
- ・社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

取締役会が執行役員の選解任を行うにあたっての方針と手続き

(選任の方針と手続き)

当社は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等の観点に立った多様性確保に留意し、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経た上で取締役会に提案し、決議いたします。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・担当業務における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。

(解任の方針と手続き)

- 当社は、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議いたします。
- ・法令または定款その他社内規程に違反し、当社に多大な損失または業務上の著しい支障を生じさせたと認められること。
- ・その職務執行に著しい支障が生じたものと認められること。
- ・反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係が認められること。
- ・上記選任基準の各要件を欠くことが明らかであると認められること。

(補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組み等)

人材育成や環境対策などサステナビリティへの当社取り組みについては、「タカラバイオグループ・サステナビリティ経営推進基本方針」において開示しております。

また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、グローバルな事業成長とグループの次世代を担うことのできる人材を育成していくことおよび技術力や品質をさらに向上させていくことがきわめて重要な経営課題であると位置付けており、人材育成、技術力・品質向上のために、適切な経営資源の配分と投下を行うこととしております。

気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークに沿って検討と対応を進めるとともに、関連する情報の開示をウェブサイト等に行っております。

(補充原則4 - 1 取締役および取締役会の役割・責務)

当社は、取締役会規則において主として次の事項を取締役会決議事項として定め、当該決議事項に該当しない事項を経営陣(取締役・執行役員)に委任することとしております。(補充原則4 - 1)

- () 株主総会に関する事項
- () 取締役、執行役員および重要使用人の人事等に関する事項
- () 会社の計算に関する事項
- () 重要な財産の処分および譲受に関する事項のうち、具体的な金額の基準に該当する事項
- () その他法令または定款に定める事項および業務上の重要な事項ならびに当社グループの運営・業務・財政状態および経営成績等に影響を与える重要事実の決定または発生に対する対応

(原則4 - 9 社外役員の選任および独立性に関する判断基準)

当社は、社外役員の選任および独立性に関する判断基準を定めており、この判断基準に従い、取締役会で審議検討を行い独立社外取締役の候補を選定しております。

(補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用)

当社は、取締役候補の指名や取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保するため、取締役会の下に独立社外役員を主要な構成とする指名・報酬委員会を設置し、その適切な助言・提言を得ることとしております。同委員会の委員は、過半数を社外役員とする3名以上の委員で構成し、その委員長は社外役員の中から選定することとしているため、同委員会の独立性は確保されております。同委員会は、取締役候補の指名や取締役の個人別報酬に関して、取締役会決議に先立ち、これらの事項を審議および検討し、その結果を取締役会に助言・提言することとしております。

(補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方)

当社の取締役会は、各事業に関する高度な専門知識と経験を有する取締役、豊富な経験と幅広い見識を持ち、それぞれのきわめて高度な専門性に基づき株主を含むあらゆるステークホルダーの視点に立脚して助言・提言等を行う独立社外取締役から構成しております。経営戦略を遂行す

る上で、現時点において、取締役は適切なスキルの組み合わせとなっており、最適の体制であると考えております。
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための取締役会の役割・責務はきわめて重要であり、その実効性を継続的に向上させていくためには、取締役会の構成について継続的に検討することが重要であると考えており、経営戦略や環境変化に応じて今後とも継続的に取締役会の構成の検討を進めてまいります。なお、スキル・マトリックスについては、株主総会招集通知等で開示することとしております。

(補充原則4 - 11 上場会社の役員兼務)

当社は、社外取締役、社外監査役をはじめ役員が当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼務する場合には、有価証券報告書で略歴を毎年開示しております。

(補充原則4 - 11 取締役会の実効性の評価)

当社では、取締役会の実効性について、その運営面を中心として評価を行っております。その概要については、当社ウェブサイトを開示しております。

(補充原則4 - 14 役員トレーニング)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役および監査役ならびに執行役員に対するトレーニングの方針として、それぞれの経験や知見に応じた学会・セミナー等への参加の推奨・支援、それぞれに求められる役割および責務を果たすために必要となる情報の提供や知識の習得に係わる支援、それらに要する費用の支援を継続的に行います。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話)

当社では、情報取扱責任者を選任するとともに、広報・IR部をIR担当部署としております。アナリストや投資家に対しては、四半期ごとに個別ミーティングを行い、上期および通期決算時には説明会を開催しております。個人投資家向けには説明会を逐次開催することで当社に対する理解向上に努めております。株主との面談において把握した意見や懸念については、報告書や社内の会議等により代表取締役社長を含む経営層等にフィードバックしております。

【株主との対話の実施状況】

2025年3月期の株主との対話の実施状況等は、以下の通りです。

- 実施内容およびおもな対応者(2024年度)
- ・決算説明会(5月、11月):代表取締役社長
 - ・スモールミーティング・個別面談(各四半期決算):IR担当役員、年間50回以上実施
 - ・個人投資家向け説明会(8月、12月):代表取締役社長、IR担当者
- 対話を行った株主の概要
- ・国内・海外機関投資家、アナリスト等
- 対話のテーマ、株主の関心事項
- ・決算概況(前期実績・予想との差異理由)
 - ・次期予想
 - ・事業環境、事業施策・中長期戦略等
- 株主意見の経営陣へのフィードバック
- ・報告書や会議等で定期的(緊急性・重要性の高い内容については随時)にフィードバック

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年6月24日

該当項目に関する説明 更新

当社は「中期経営計画2025」において、連結営業利益とROE(自己資本利益率)をKPI(重要業績評価指標)として掲げ企業価値の向上に努めています。

取締役会では定期的に株主資本コストやWACC(加重平均資本コスト)、株価やPBR(株価純資産倍率)などを検証し、自社評価と証券アナリストや機関投資家の評価、実際の市場評価とのギャップを分析しその解消策等を検討するとともに、利益成長と適切な株主還元により中長期的な資本効率の改善を図ることで、資本コストや株価を意識した経営を実践しています。直近では、投資者の期待収益率である当社の株主資本コストは6.0～6.5%程度と推計しております。2020年度～2022年度はコロナ禍で新型コロナウイルス検査関連試薬の売上の増加により利益水準が非常に高かったことから、ROEが株主資本コストを大きく上回っていました。しかしながら、2023年度はコロナ禍の反動、および経済状況等の影響により世界的にライフサイエンス研究市場が低迷し、さらに2024年度も市場の低迷が続いたことなどから利益水準が低下し、2024年度のROEは0.9%となりました。2025年度の業績予想から試算されるROEは1.1%と2024年度に比べやや上昇する見込みです。

当社の株価およびPBRにつきましては、利益水準が下がり、中期経営計画2025の定量目標が未達となる見込みであることなどから、低下しているものと認識しています。

当社は、再生医療等製品分野をはじめとするCDMO事業(バイオ医薬品の開発製造サービス)を将来の成長事業と位置付けていますが、同事業は設備や人材への先行投資が必要となります。今後CDMO事業の拡大に伴い、連結営業利益やROEが向上し、適切な資本政策を実施することで株価やPBR、企業価値の向上に努めてまいります。

当社ウェブサイト: 資本コストと株価を意識した経営の実現に向けて

<https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/management/capitalcost.html> (日本語)

<https://www.takara-bio.com/en/ir/management/capitalcost.html> (英語)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宝ホールディングス株式会社	73,350,000	60.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,731,400	6.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,015,800	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	836,774	0.69
SIX SIS AG FOR CAPVIVA-AKTIE AUSLAND	699,000	0.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781	669,920	0.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	660,500	0.55
株式会社京都銀行	500,000	0.42
天野 博夫	474,500	0.39
タカラバイオ従業員持株会	474,400	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	宝ホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 2531

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、宝ホールディングス(株)グループにおいて独自性・自立性を維持した事業運営を行っており、親会社を利し、当社ひいては少数株主を害する目的で親会社と取引を行うことは一切ありません。親会社との取引として、商標権の被使用許諾ならびにコンピュータ関連業務の委託および情報関連機器の賃借等、また、他の親会社グループ各社との取引として、製品の販売、不動産の賃借(当社の事業所建物)に係るものがありますが、いずれも一般の取引と同様に、個別案件ごとに時価・相場等に基づいて協議・交渉の上、金額等の取引条件を決定することを基本方針としております。

また、当社は、少数株主の利益を保護することを目的として、当社の親会社またはその子会社と当社の少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する事項については、任意の委員会である特別委員会の助言・提言を受けることとしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2025年3月31日現在、宝ホールディングス(株)(東証プライム、コード番号2531)は、当社議決権の60.93%を所有する親会社であります。当社と同社との関係は以下のとおりであります。

1. 宝ホールディングス(株)グループ(同社および同社の関係会社)における当社の位置づけ

寶酒造株式会社(現 宝ホールディングス(株))は、2002年2月15 日開催の臨時株主総会における、同社が営む酒類・食品事業およびバイオ事業の各々の事業特性を最大限に発揮し、それぞれの成長力と競争力を高める事業環境を整えることを目的とした、酒類・食品部門およびバイオ部門の営業に関する分割計画書の承認決議に基づき、物的分割の方法により同社の100%子会社(設立以降に当社が実施した第三者割当増資および公募増資等により、親会社の当社議決権所有比率は60.93%になっております。)として、2002年4月1日に宝酒造株式会社および当社を設立いたしました。

宝ホールディングス(株)グループは、持株会社である宝ホールディングス(株)および同社の関係会社70社(子会社68社、関連会社2社)で構成されております。その中で当社は、バイオテクノロジー専門の事業子会社として位置づけられており、当社の関係会社(子会社)8社とともにバイオ事業を推進しております。

2. 少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

宝ホールディングス(株)は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることにあります。当社も同規程の適用を受けており、取締役会において決議された事項等を報告しておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求められておらず、当社が独自に事業運営を行っております。

また、同社はグループ内に各種会議体を設けておりますが、当社に関するものは「グループ戦略会議」「タカラバイオ連絡会議」であります。これらの会議体は、グループ各社間の報告を目的としているものであって、現状において当社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

また、当社取締役である木村睦は、宝ホールディングス(株)代表取締役を兼務しております。木村睦は、過去において当社の経営企画、財務、広報、総務、人事等の分野で豊富な経験と実績を有し、かつ当社の代表取締役副社長としてリーダーシップを発揮してきたことにより、当社のコーポレート機能を強化させ、当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上を実現できるものとの判断から当社が招聘したことにより発生しており、宝ホールディングス(株)が当社を支配することを目的としているものではありません。

当社は、少数株主の利益を保護することを目的として、取締役会の下に特別委員会を設置し、その適切な助言・提言を得ることとしております。同委員会の委員は、社外役員を含む独立性を有する者3名以上で構成し、委員長はその委員の中から選定することとし、同委員会の独立性は確保されており、親会社からの関与は一切ございません。同委員会は、当社の親会社またはその子会社と当社の少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する事項について審議および検討し、その結果を取締役に助言・提言することとしております。

< 特別委員会の委員 >

河島 伸子(社外取締役)、木村 和子(社外取締役)、松村 謙臣(社外取締役)

鎌田 邦彦(社外監査役)、姫岩 康雄(社外監査役)、牧川 方昭(社外監査役)

2025年3月期において、該当する審議事項が発生しなかったため、特別委員会を開催しておりません。

独立役員の選解任については、取締役会の下に任意に設置している指名・報酬委員会が審議および検討し、その結果を取締役に助言・提言することとしております。同委員会は、過半数を社外役員とする3名以上の委員で構成し、その委員長は社外役員の中から選定しており、同委員会の独立性は確保されております。

3. 宝ホールディングス(株)におけるグループ経営に関する考え方および方針

同社および同グループは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて 人間の健康的な暮らしと 生き生きとした 社会づくりに貢献します。」という企業理念のもと、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活スタイル、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって社会への貢献を果たしています。

同社は、同グループ創立100周年を迎える2026年3月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」における「ありたい姿(Vision)」を実現することが、グループ全体としての企業価値の向上につながるものと考えております。

同社は、「ありたい姿(Vision)」の実現のためには、グループ各社の独自性を尊重し、各社が自立した経営を行い経営のスピードをあげ、最大限の事業成果を追求していくことを基本としながら、グループの全体最適の観点から各社の事業計画を統括し、継続的に業務執行状況を把握・評価して資金・人材などの経営資源の効率配分を決定していくことが重要であると考えております。

国内事業を担う宝酒造、海外事業を担う宝酒造インターナショナルグループ、バイオ事業を担うタカラバイオグループの3つの事業セグメントに経営資源を集中して成長を目指す体制であり、これらの事業の推進に専念する事業会社と、各社の事業を強力に支え、グループ全体の経営をリードする機能を担う宝ホールディングス(株)という役割分担を明確にしております。

同社グループは、長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」におけるありたい姿(Vision)として「Smiles in Life ~ 笑顔は人生の宝 ~」を掲げております。Visionの実現に向け、和酒・日本食とライフサイエンスの領域において、宝独自の2つのビジネスモデルを強化することが企業価値向上につながるものと考えております。特にライフサイエンス領域における価値を創出する当社を事業ポートフォリオに加えていることが、今後の企業価値の最大化において非常に重要な意味を持つと認識しております。また、事業内容や展開エリアの異なる複数の事業がしっかりと自立することにより、環境変化に強くバランスのとれた事業ポートフォリオを構築している点も同社グループの強みであると考えております。

バイオ事業の成長をさらに加速させるためには、当社自身による資金調達の手段を確保しておく必要があります。また、有用な人材の獲得、育成や、当社の経営のさらなる高度化を実現させるためにも、当社を上場子会社として維持していくことが重要であると考えております。

なお、当社は、同社のキャッシュ・マネジメント・システムを導入しておらず、独自に資金の調達、流動性の確保を行っております。

4. 宝ホールディングス(株)のグループ経営に関する考え方及び方針に関連した契約

該当ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

10 名

定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河島 伸子	学者											
木村 和子	学者											
松村 謙臣	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河島 伸子	○	学校法人同志社 同志社大学経済学部教授 株式会社TOKAIホールディングス社外取締役 を兼任しております。	長年にわたり創造経済、企業の社会的責任等をテーマにした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有する者ではないことから、独立性を備えていると判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。
木村 和子	○	国立大学法人 金沢大学名誉教授 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会 代表理事 三菱倉庫株式会社社外取締役 を兼任しております。	医薬品流通の品質管理、低品質薬・偽造薬の根絶、偽造防止技術の開発支援、専門家育成を専門としており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有する者ではないことから、独立性を備えていると判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。

松村 謙臣	○	学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学教授を兼任しております。	産婦人科学をはじめとする医学全般に関する豊富な経験および専門的知識を有し、腫瘍のゲノム解析、分子標的療法、免疫療法といった分野に特に精通しており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」（後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照）により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有する者ではないことから、独立性を備えていると判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。
-------	---	-----------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

補足説明
 当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として取締役会の下に任意の指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、取締役会の決議により選任された、過半数を社外役員とする3名以上の委員で構成し、その委員長は社外役員の中から選定しております。

< 委員 >
 河島 伸子(社外取締役・委員長)
 木村 和子(社外取締役)
 松村 謙臣(社外取締役)
 宮村 毅(取締役社長)
 浜岡 陽(取締役副社長)

< 審議事項 >
 ・株主総会に提案する取締役候補に関する事項
 ・株主総会に提案する取締役の報酬限度額の改定に関する事項
 ・取締役の個人別の報酬に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役は、内部監査部門(内部監査部、専任3名)と適宜連携を取りながら、内部統制システムの有効性を検証しております。また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、年に数回会合をもち、監査計画・監査結果等につき相互に詳細な報告を行うほか、監査の立会いならびに情報交換を行っております。

内部監査部は、監査役とともに当社および当社子会社の往査を行い、適法性・遵法性の観点から監査を行っております。その結果については、

取締役会、代表取締役への報告のほか、タカラバイオコンプライアンス委員会、財務部等の内部統制部門と情報の共有化をはかり、内部統制・内部牽制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鎌田 邦彦	弁護士													
姫岩 康雄	公認会計士													
牧川 方昭	学者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 邦彦	○	弁護士法人第一法律事務所 社員を兼任しております。	弁護士としての高度な専門知識や経験を活かして、コンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が当社にとって有用であると判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有するものではないことから、独立性を備えているものと判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。
姫岩 康雄	○	姫岩公認会計士事務所 所長 シャープ株式会社 社外取締役(監査等委員) IDEC株式会社 社外取締役(常勤監査等委員) を兼任しております。	公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識や経験を活かして、経営の透明性と客観性向上についての助言・提言が当社にとって有用であると判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有するものではないことから、独立性を備えているものと判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。

牧川 方昭	○	学校法人立命館 立命館大学総合科学技術研究機構 客員教授 学校法人利晶学園学園長 を兼任しております。	医用工学および生体工学の分野において、国家プロジェクトの研究統括や多くの受託研究・共同研究などの産学連携プロジェクトを手掛けた経験や専門知識が当社にとって有用であると判断したためであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」（後記「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」参照）により、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある関係を有するものではないことから、独立性を備えているものと判断しております。従って、同氏を独立役員として指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、事業特性や会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、原則として3分の1以上の独立社外取締役を選任することを基本方針としております。この基本方針に従い、独立社外取締役は、現在3名（うち、女性2名）の複数選任体制としており、経営陣との連絡・調整や、監査役または監査役会と連携を図る体制を整備し、情報交換・認識共有しております。

当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次の通りです。

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社における社外役員のうち、次の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有する者と判断する。

- (1) 現在において当社の親会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人
- (2) 過去において当社の親会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人であった者
- (3) 現在において当社の兄弟会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人
- (4) 過去において当社の兄弟会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人であった者
- (5) 当社またはその子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (6) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社を主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けていた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (7) 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (8) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (9) 当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等。）の理事（業務執行に当たる者に限る。）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）
- (10) 当社またはその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であった者。
- (11) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下、「大口債権者等」という。）またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (12) 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者
- (13) 現在、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
- (14) 最近3年間に於いて、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与であった公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であって、当社またはその子会社の監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）
- (15) 上記(13)または(14)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (16) 上記(13)または(14)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社またはその子会社から受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (17) 配偶者または二親等以内の親族が上記(1)から(16)までのいずれかに該当する者
- (18) 当社の一般株主全体との間で、上記(1)から(17)までで考慮されている事由以外の事情により、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当該欄への記載内容は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に集約しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2025年3月期にかかる報酬等の総額
報酬等の総額 取締役9名 244百万円(うち社外取締役3名 23百万円)
(うち固定報酬額 取締役9名 148百万円(うち社外取締役3名 23百万円))
(うち業績連動報酬額 取締役5名 96百万円(社外取締役以外の取締役を対象))

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針にかかる事項

1. 基本的な考え方

当社の役員報酬に関する基本的な考え方は、優秀な人材を経営者として登用し、経営戦略の実行をより強く動機付けるとともに、更なる企業価値の増大につなげることを目的とした年俸制の報酬体系としております。

役員の報酬額は、定時株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、役位および会社業績への貢献度などを総合的に勘案して、2019年12月16日開催の取締役会にて承認された業績評価の方法に基づき、当社が任意で設置する指名・報酬委員会の助言・提言を受けて、取締役会より授權を受けた代表取締役社長により決定しております。

2. 報酬体系

役員の報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献が反映できるように、固定給と会社業績等に応じて連動する変動給で構成されております。固定給は、前年度報酬額の50%としており、変動給は、前年度報酬額の50%を変動給算定の基礎とし、全社業績評価および部門業績評価により決定されます。

なお、業務執行から独立した取締役および監査役は、定時株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、固定給のみとしております。

3. 変動給の算定方法

業務執行取締役の変動給の算定方法につきましては、営業利益の予算比、前期比をベースに全体業績(割合25%)・部門業績(割合25%)を評価いたします。

全体業績評価については下限90%、上限110%、

部門業績評価については80%～120%の範囲で変動いたします。

4. 役員報酬に関する株主総会決議

役員の報酬に関する株主総会決議の内容は、以下のとおりであります。

株主総会決議の年月日

2017年6月23日

取締役

固定報酬額
年額1億8,480万円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)
業績連動報酬額
年間につき、前事業年度の連結営業利益の5%相当額以内

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

当社の社外取締役へは、取締役会の招集にあたり、事前に議案やその他の関連資料を送付し、必要に応じて担当取締役等から説明を行い、社外取締役が取締役の職務執行を監督する体制としております。

当社の社外監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況についての報告を受け、重要書類の閲覧等を行い、職務執行を監査する体制をとっております。なお、内部監査部との連携状況等を含め、必要に応じて社内監査役が補足説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、監査役5名のうち3名は社外監査役であります。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況についての報告を受け、重要書類の閲覧等を行い、職務の執行を監査する体制をとっております。

当社の取締役会は、9名の取締役(うち、3名が社外取締役であり、うち2名が女性)で構成されており、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の状況を逐次監督しております。また、取締役会には、執行役員(11名、取締役兼務者を除く。うち2名が女性。)もオブザーバーとして出席することで、職務執行状況の報告機能を強化し、経営の迅速な意思疎通や意思確認を行っております。

当社は有限責任監査法人トーマツから会計監査を受けております。2025年3月期に係る監査は、有限責任監査法人トーマツの指定有限責任社員である公認会計士鈴木朋之および美濃部雄也の両氏が執行しております。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他13名であります。

また、必要に応じて企業経営および日常の業務に関して弁護士からアドバイスを受けております。

なお、当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。また、同法第427条第1項の規定による定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間に、責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、専門性の強い研究開発型の企業として、事業に精通した取締役が、明確な当事者意識とスピード感をもって機動的に意思決定を行い業務執行を監督するとともに、当社事業に関する経験・知識を有する独立性の高い社外取締役が、監査役会とも連携をはかり業務執行の監督を行う現在の体制が、当社において最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、毎年、株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定しております。 第19回定時株主総会：2021年6月24日開催 第20回定時株主総会：2022年6月24日開催 第21回定時株主総会：2023年6月23日開催 第22回定時株主総会：2024年6月21日開催 第23回定時株主総会：2025年6月24日開催
電磁的方法による議決権の行使	第16回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	株主会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を、和文と同日に当社ウェブサイトで公開しております。
その他	株主総会招集通知およびインターネット開示事項を、招集通知発送前に当社ウェブサイト「株主・投資家情報」の中の「株式情報>株主総会」に掲載しております。 株主総会では、大型スクリーンを活用し、よりビジュアルな説明を実施しております。また、株主総会の議決権行使結果は、臨時報告書で当社ホームページに公開しております。 当社ウェブサイト: 株主総会 https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html (日本語) https://www.takara-bio.com/en/ir/stock/meeting.html (英語)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「株主・投資家情報」の中の「ディスクロージャー・ポリシー」に公表しております。 当社ウェブサイト: ディスクロージャー・ポリシー https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/policy.html (日本語) https://www.takara-bio.com/en/ir/policy.html (英語)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	(実施時期) 例年数回実施しております。 (実施内容) 事業の概況、今後の事業計画・重点施策を中心に1時間程度説明し、その後、質疑応答としております。 50名前後の個人投資家を対象としております。また、適宜ウェブでも開催しております。2025年3月期は2回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間期11月、通期5月)の決算説明会を開催しております。その他、四半期毎(中間期、通期を含む)に動画による決算説明、スモールミーティング・個別面談を実施しております。これ以外にも、要望がある場合には随時、面談・セミナーの対応を行っております。 毎回、事業の概況、今後の事業計画・重点施策を中心に説明し、その後、質疑応答としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、海外株主比率は必ずしも高くなく、対応しておりませんが、証券会社主催の海外投資家向けイベントを通じた面談や、電話会議など個別に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、決算説明動画、統合報告書、適時開示・任意開示資料等を当社ウェブサイトに掲載しております。 当社ウェブサイト: IRライブラリ https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/library.html (日本語) https://www.takara-bio.com/en/ir/library.html (英語)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署 広報・IR部 IR 事務連絡責任者 広報・IR部長 山本 英樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「宝グループ コンプライアンス行動指針」において、ステークホルダーに対する基本姿勢について規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、サステナビリティ経営推進基本方針を定め、事業活動を通じて健康をはじめとするサステナビリティを巡るさまざまな社会課題に取り組み、持続可能な社会の実現と「タカラバイオグループの持続的な成長」の両立を目指しております。 取り組みにあたっては、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置した上で、マテリアリティを特定し、ステークホルダーの皆様との協働、宝グループとの連携によって社会課題の解決に資するよう、サステナビリティ経営を推進します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等に対して、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めることで相互のコミュニケーションをはかります。なお、当社ウェブサイト「株主・投資家情報」の中の「ディスクロージャー・ポリシー」に情報開示の基本方針を掲載しております。 また、同じく「タカラバイオ コーポレートガバナンス・ポリシー」において、適切な情報開示と透明性の確保に関する方針を示しております。 当社ウェブサイト： ディスクロージャー・ポリシー https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/policy.html（日本語） https://www.takara-bio.com/en/ir/policy.html（英語） タカラバイオ コーポレートガバナンス・ポリシー https://www.takara-bio.co.jp/ja/sustainability/materiality/governance/main/01/teaserlms1/0/linkList/0/link/cg_p.pdf （日本語） https://www.takara-bio.com/en/sustainability/materiality/governance/main/01/teaserlms1/0/linkList/0/link/cg_p_e.pdf （英語）

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項について、以下のとおり決定いたしました。

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社および親会社・子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「タカラバイオコンプライアンス委員会」を設置し、運営する。
 - 同委員会は、その上位組織である当社の親会社の宝ホールディングス(株)内に設置されているコンプライアンス委員会(当社からも委員およびワーキングメンバーを派遣)が制定する「コンプライアンス行動指針」により、当社グループの役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育する。
 - 反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - 役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が不可能または困難であるときの通報窓口として、「ヘルプライン」を宝ホールディングス(株)のコンプライアンス推進部門内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知する。
 - 「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部署等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。
 - 当社グループでは、関連法規および東京証券取引所が定める上場ルールを遵守し、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。
 - 当社と親会社である宝ホールディングス(株)との関係に関しては、当社は、同社が持株会社としての連結経営管理の観点から定め、当社を含むグループ各社の独自性・自立性を維持しつつグループ全体の企業価値の最大化を図ることを目的として運用する「グループ会社管理規程」の適用を受け、当社取締役会等で決議された事項や当社および子会社の事業活動状況等の報告を定期的に同社に対して行う。
 - 当社と子会社との関係に関しては、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告を受けることに加え、重要案件については原則として事前協議を行うものとする。また、当社の監査役および内部監査担当部門は、連携して子会社の往査を定期的の実施し、業務執行の適正確保の観点から監査を行う。
- 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認できるように、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書(社長決裁書等)その他の決裁書類などの職務執行状況の記録の作成指針・保管年限・管理体制(情報セキュリティ体制を含む)等に関する社内規程を制定する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - タカラバイオコンプライアンス委員会が、当社グループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「製品・商品の安全と品質」「安全衛生」その他当社グループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。
 - 緊急事態発生時には、「宝グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて社長およびコンプライアンス担当役員を中心とした緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

-)社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「職務権限規程」および「業務分掌規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備する。
 -)取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。
 -)内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。
 -)当社子会社においても、当社に準じた管理体制を整備する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置く。
6. 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
-)監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、事業部門戦略会議等の重要な会議に出席し、取締役会議事録・稟議書(社長決裁書等)その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求める権限を有する。また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持する。
 -)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。当社子会社の取締役は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該子会社を管理する担当部門を経由して、当社の監査役に報告する。
 -)当社の取締役および監査役は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
7. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

総会屋・暴力団など反社会的勢力には毅然と対応し、一切関係を持ちません。不当な要求を受けた場合でも、毅然とした態度で接し、金品を渡すことによる解決を図りません。反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。この基本的な考え方は、役員・社員の一人一人が「法・社会倫理」を遵守するための行動指針として制定している前述の「コンプライアンス行動指針」において明記し、周知徹底を図っております。当該行動指針については、これを記載した携帯用のマニュアル冊子等を全役員・社員に配布し、いつでも確認できる状態にするよう指導しております。また、総務部を対応統括部署として、平素より警察当局等の外部専門機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、事案の発生時には当該専門機関と緊密に連携し、対処できるようにしております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

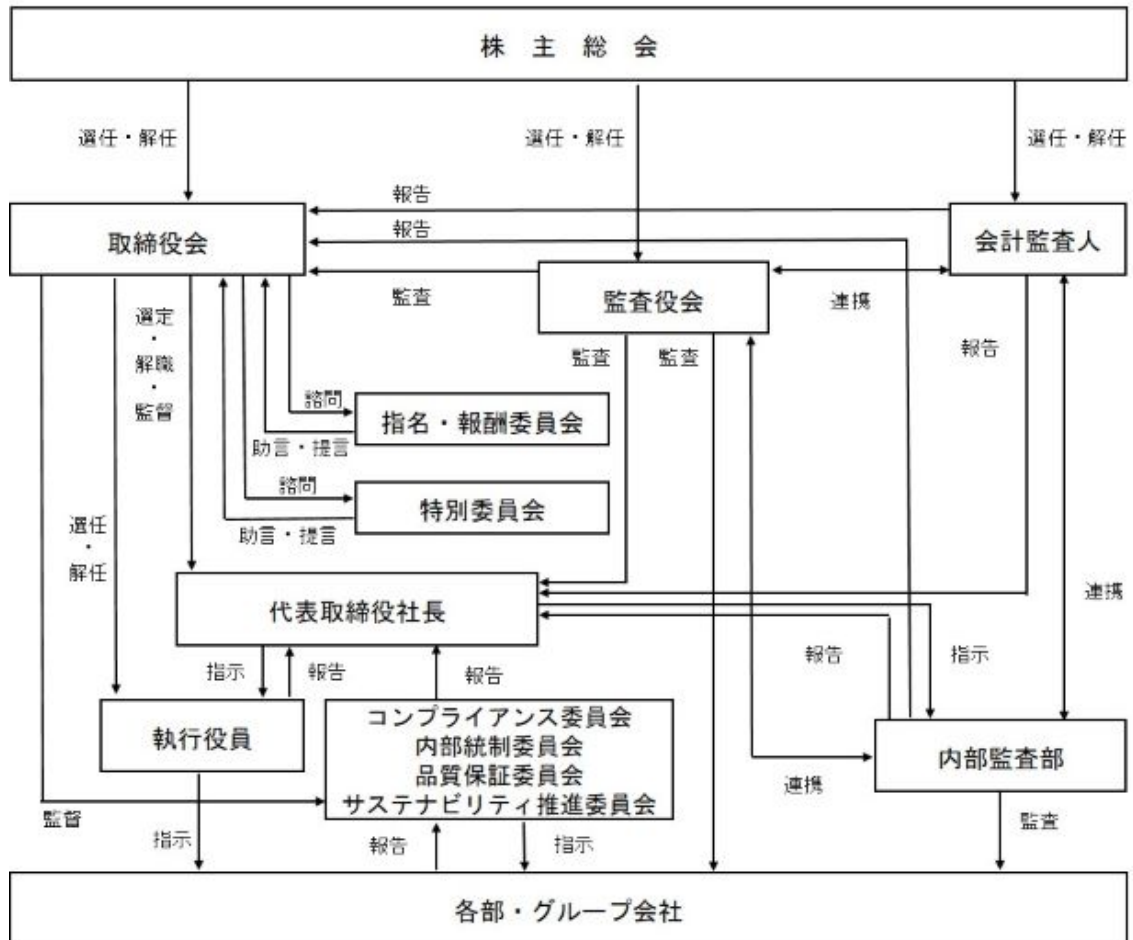
当社は、証券取引に関する法令および東京証券取引所の諸規則、ならびに社内規程「重要情報等開示規程」に則り、投資者に対し会社情報の適時適切な開示を行っております。

当社の会社情報について、その情報の発生から集約、開示に至る流れは以下のとおりです。

1. 情報の主管部署(当社の子会社を含む)は、会社情報適時開示ガイドブックに従い、情報開示事項が発生した場合には、速やかに広報・IR部(財務情報を除く)または財務部(財務情報)へ報告する。
2. 報告を受けた広報・IR部または財務部は、当該情報の内容につき検証するとともに、速やかに総務部へ報告し、総務部で全社の情報を集約する。
3. 内部情報取扱責任者(総務部担当役員)は総務部からの報告を受け、広報・IR部、財務部および主管部署担当役員とともに、情報の開示の要否、内容、方法等について協議を行う。
4. 協議の結果については、各取締役に内容を回覧し、意見聴取を行ったうえで、取締役会へ報告する。当該情報が取締役会決議事項にあたる場合は、取締役会により決議を行い、同時に開示の要否も決定する。当該情報が、取締役会決議事項にあたらな場合は、報告事項とする。なお、案件によっては、適時開示の精神に則り、代表取締役社長の了承により開示を行う場合もある。
5. 当該情報については、あらかじめ東京証券取引所に通知した情報取扱責任者により、東京証券取引所の定める方法に則り適時開示を行うとともに、当社ウェブサイトに掲載する。また、必要に応じて記者クラブへの資料投函・記者会見を行う。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

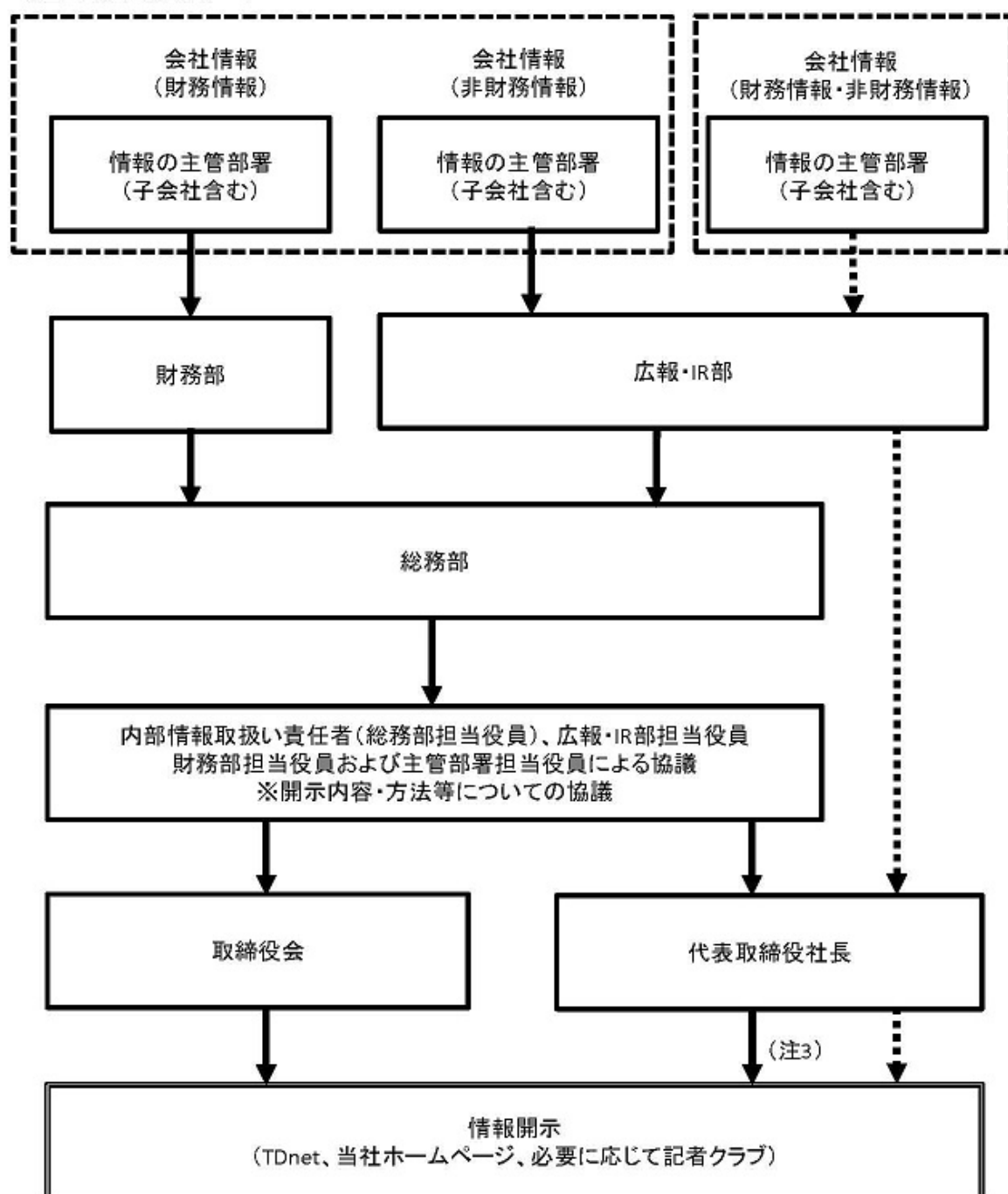
＜コーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞



会社情報の開示に係る社内体制の概略図

A; 適時開示情報(注1)

B; FDルールの対象情報(注2)



→は情報の流れを示す。

(注1、2) 該当しないことが明らかでない情報を含む。

(注3) 案件によっては、代表取締役社長の承認により開示を行う場合もある。

(注4) 法定開示情報の開示は本概略図によらない。